

弁理士法の施行状況について

弁理士法は、平成 12 年に約 80 年ぶりの全面改正が行われ、その後累次にわたる改正が行われた。本資料では、平成 12 年以降の改正部分を中心に、弁理士法の具体的な施行状況について統計データ等を用いて示す。

1. 弁理士の業務

(1) 出願手続等の代理等

①これまでの改正の概要

平成 12 年法改正以前から、工業所有権の出願手続等には高度な専門的知見を要することから、その代理業務を行える者は弁理士に限定されていた。平成 12 年法改正では、権利取得後の手続のうち比較的専門性の低いと考えられるもの（特許料の納付手続等）の代理業務について、従来の弁理士の業務範囲を縮減し、多様な民間サービスの参入を促進した。

②施行状況

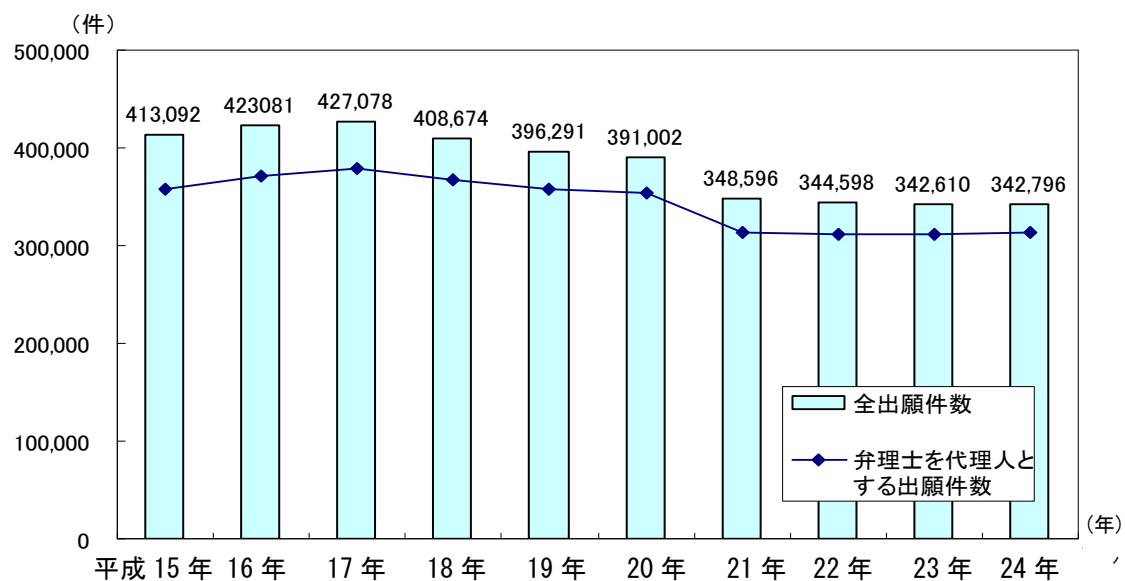
我が国への特許出願件数は、毎年 40 万件を超える水準で推移していたが、平成 18 年以降は漸減傾向となり、平成 21 年に大きな落ち込みを見せた。その後は、平成 24 年までほぼ前年並みの約 34 万件で推移している。実用新案登録出願件数は約 1 万件で推移していたところ、平成 21 年以降減少を続けており、平成 24 年は 8,112 件であった。意匠登録出願については平成 16 年の 4 万件をピークに減少傾向にあったが、平成 21 年に下げ止まり、平成 24 年は微増の 32,391 件となった。商標登録出願については平成 21 年以降ほぼ横ばいの 119,010 件であった。

平成 24 年において、弁理士を代理人とする特許出願は、全体の出願件数の約 90%を占めており、実用新案、意匠及び商標登録出願については、それぞれ約 70%が弁理士を代理人とした出願であった。

他方、日本特許庁を受理官庁とした PCT 国際出願件数は急激な増加傾向を示しており、平成 24 年は対前年度比 12.7%増の 42,787 件であった。意匠に関しても、日本人による外国への意匠登録出願件数は、リーマン・ショック直後に減少したものの、その後は増加傾向にある。商標についても、マドリッド議定書に基づく商標の日本から外国への国際登録出願件数は増加傾向にある。

平成 24 年において、弁理士を代理人とする PCT 国際出願及び国際登録出願（商標）は、それぞれ全体の出願件数の約 90%を占めている。

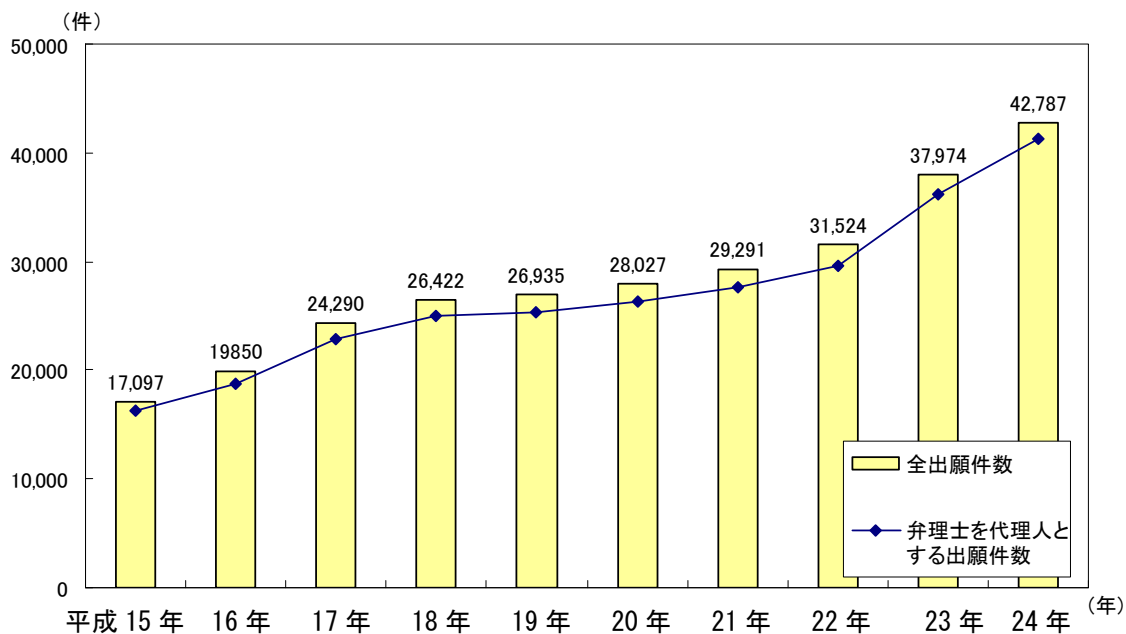
特許出願件数の推移



(備考) 特許出願件数には国内移行した PCT 出願を含む。

(出典) 特許行政年次報告書 2013 年版を基に事務局作成

PCT 国際出願件数の推移



(出典) 特許行政年次報告書 2013 年版を基に事務局作成

(2) 税関における差止手続の代理

①これまでの改正の概要

平成 12 年法改正では、水際における差止手続について、弁理士が輸入貨物の権利範囲や侵害の態様の技術的説明等を代理することによって、手続の円滑かつ効率的な実施に寄与するものとして、権利者側の輸入差止手続の代理を弁理士の業務とした。

(平成 19 年法改正)

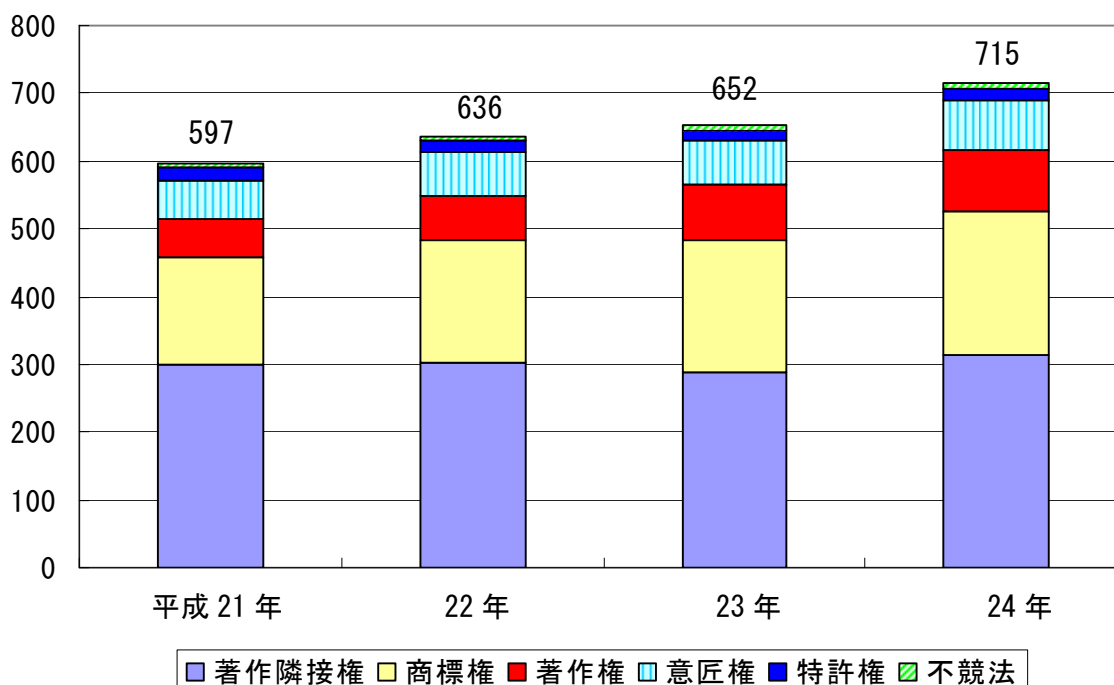
水際措置における輸出入者による税関長に対する手続に弁理士が関わることについて、弁理士の知見が活かせることが立証されたことから、平成 19 年法改正により弁理士が輸出者側の手続代理を行うことができることとした。

②施行状況

平成 24 年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は過去最高となる約 27,000 件となり、輸入差止申立件数も前年に比べ約 10% 増となる約 700 件に達した。輸入差止申立件数の構成比をみると、著作権隣接権が最も高く (43.8%)、次いで商標権 (29.8%)、著作権 (12.7%) となっている。

弁理士が代理した件数は定かではないが、平成 24 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究報告書」(一般財団法人知的財産研究所)(以下、「平成 24 年調査」という。)のアンケート調査¹によると、過去に当該手続の代理を受任したことがある弁理士は 8.3% であった。

輸入差止申立件数の推移



(出典) 財務省関税局公表資料を基に事務局作成

¹ 平成 24 年調査 資料編 p. 95

(3) 裁判外紛争解決手続の代理

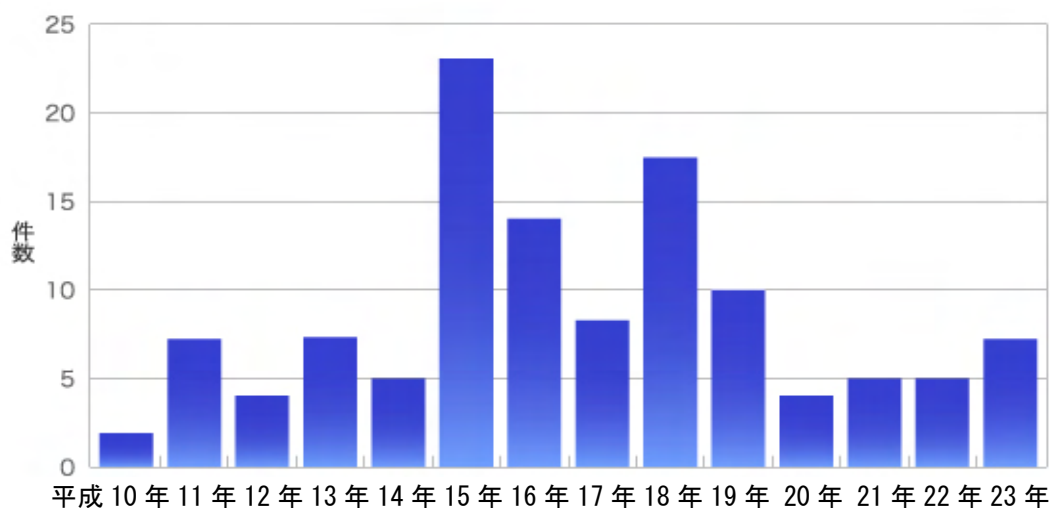
①これまでの改正の概要

平成 12 年法改正では、知的財産に関する専門性の高い事件について、仲裁の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる専門的仲裁機関においては、仲裁手続及びこれに伴う和解の手続の代理権を弁理士にも認めることとした。平成 17 年法改正では、それまでの「仲裁」代理に代えて、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」で定義された裁判外紛争解決手続の概念を採用して代理業務の範囲を明確化するとともに、著作物に関する権利に関する事件を扱えることとした。

②施行状況

平成 13 年に日本知的財産仲裁センター及び日本商事仲裁協会を裁判外紛争処理の業務を行う仲裁機関として指定し、弁理士による裁判外紛争処理の拡大を図った。弁理士が代理した件数は定かではないが、アンケート調査²によると過去に当該手続の代理を受任したことがある弁理士は 7.4%であった。

裁判外紛争処理の申立件数



(出典) 日本知的財産仲裁センターHP

(4) 契約の代理、外国出願関連業務等

①これまでの改正の概要

平成 12 年法改正によって、工業所有権等に関する契約の仲介・代理業務やこれらに関する相談業務について、弁理士として行うことができる業務として弁理士法に規定し、弁理士が職務として行うことができる業務であることを明確化した。また、弁理士が契約の仲介・代理業務等を行う範囲は、工業所有権に関する契約に加えて、これに関連する業務として、回路配置、著作物、技術上の秘密（いわゆる「技術ノウハウ」）に関する契約に関する業務を含めた。

² 平成 24 年調査 資料編 p. 96

(平成 19 年法改正)

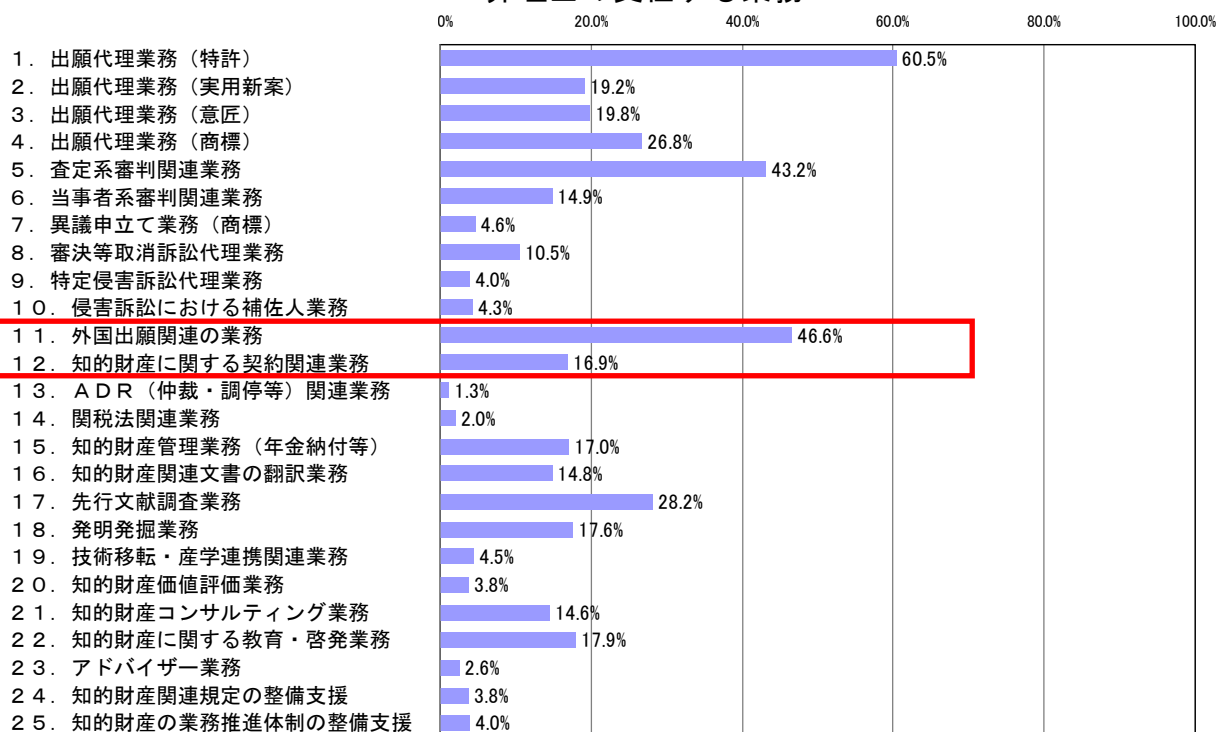
平成 19 年法改正では、企業の海外活動の拡大等に対応するため、日本の出願人が外国の有資格者を介して外国の行政官庁等へ工業所有権の出願等を行う際の当該出願等に関する資料及び翻訳文の作成業務、外国有資格者への媒介業務、これらに関する相談業務（外国出願関連業務）については、当該企業等の取組を支援する重要な業務であり、その業務の担い手として弁理士の活用が求められていることを踏まえ、これを弁理士の名をもって行う業務に追加した。

②施行状況

平成 22 年度特許庁産業財産権制度問題調査研究「今後の弁理士の育成のあり方に関する調査研究報告書」（NRIサイバーパテント株式会社）（以下、「平成 22 年調査」という。）のアンケート調査³によると、弁理士の受任する業務のうち、出願代理業務（60.5%）に次いで外国出願関連業務の受任割合が高かった（46.6%）。工業所有権に関する契約関連業務については、頻度は高くないものの一定の割合（16.9%）が受任されていた。

また、ユーザーによる依頼実績においても、出願代理業務（87.4%）に次いで、外国関連業務（70.7%）が多かった。

弁理士の受任する業務



(出典) 平成 22 年調査 p. 13

(備考) アンケートに回答した弁理士のうち、アンケート調査年の前年において当該業務を受任したことがある者の割合

³ 平成 22 年調査 p. 14

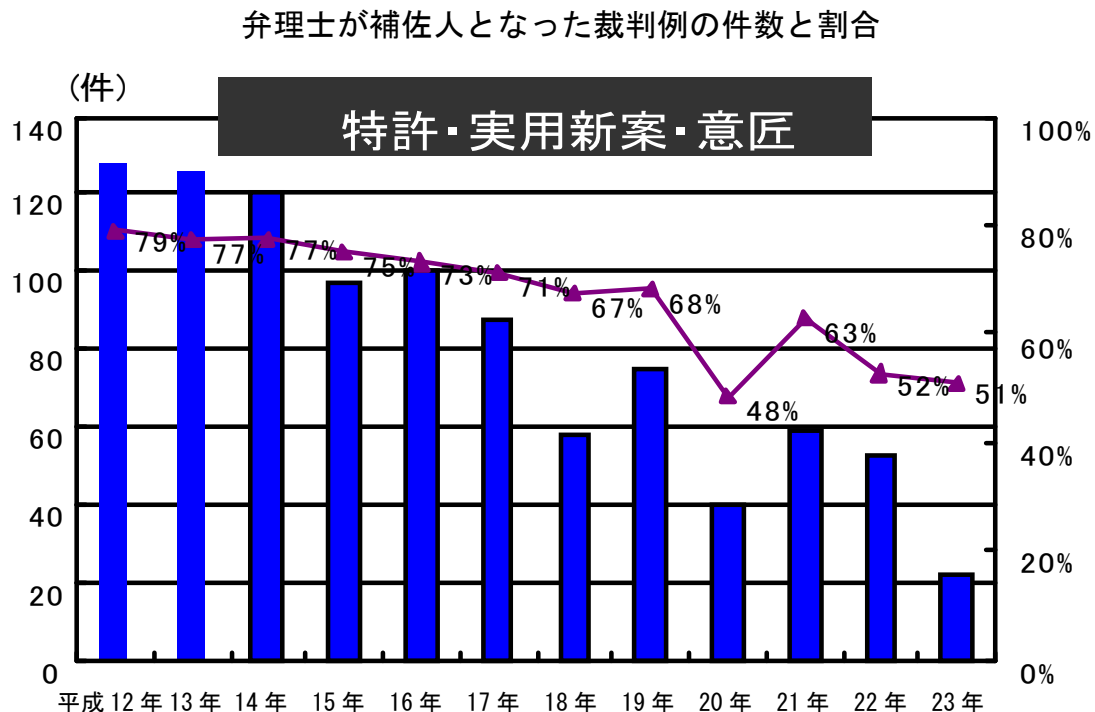
(5) 裁判所における補佐人業務

①これまでの改正の概要

訴訟の迅速化、権利の保護を十全とする観点から、平成 12 年法改正において、弁理士の「補佐人」としての業務を明確化することとし、民事訴訟法上「陳述」とは区別されている「尋問」を弁理士が補佐人として行いうることを明確化することとした。なお、弁理士が補佐人としての業務を行う範囲については、工業所有権に加えて、これに関連する業務として、回路配置、特定不正競争に関する事項についての業務にまで拡大されている。

②施行状況

裁判所HPの知的財産裁判例集によると、判決で終局した事件のうち、弁理士が補佐人となった知的財産民事訴訟（特許・実用新案・意匠）の事件数とその割合は年々減少しており、平成 23 年においては、22 件であった⁴。



(出典) 平成 24 年調査 資料編 p. 421

(6) 特許権等の侵害訴訟の代理

①これまでの改正の概要

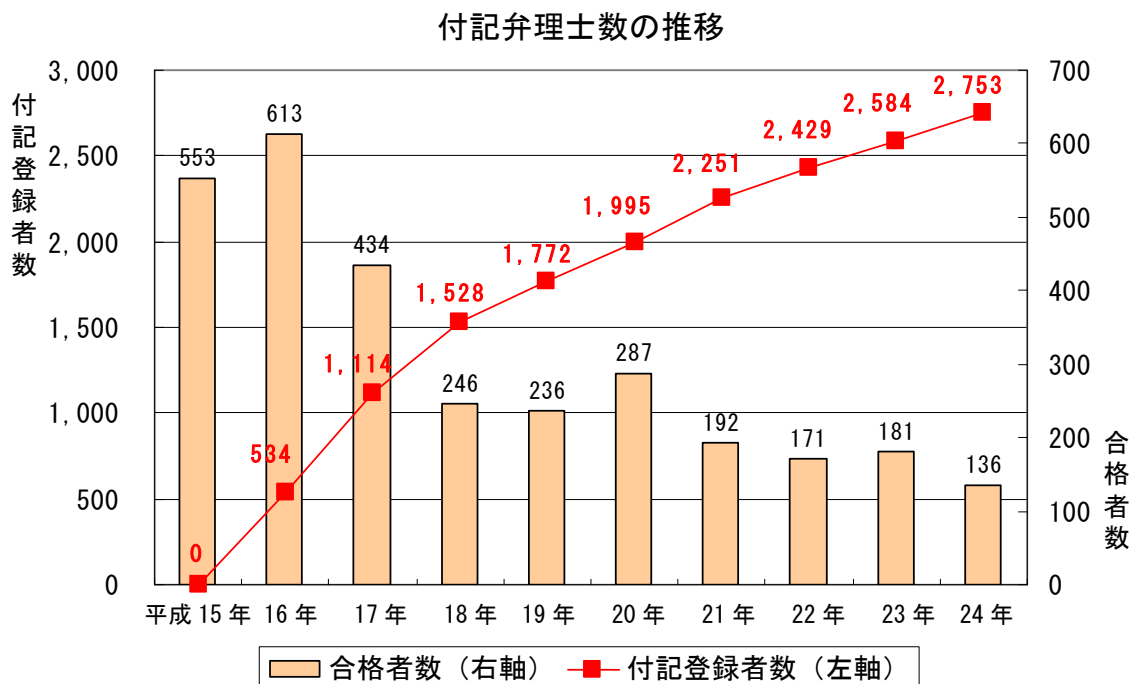
特許権等の侵害訴訟については、平成 14 年法改正により、弁護士と共同で訴訟代理人になる場合に限り、訴訟代理権を弁理士にも付与することとし、この訴

⁴ その他の知的財産民事訴訟（商標権、不正競争、著作権）において弁理士が補佐人となった裁判数は、それぞれ 0/7 件、3/19 件、2/27 件であった。

訟代理権を付与される資格を得るためには、能力担保措置として、能力担保研修を修了し、特定侵害訴訟代理業務試験に合格することを要件とした。弁理士の出廷については、共同受任している弁護士との共同出廷が原則であるが、裁判所が相当と認めるときは、単独出廷ができることとした。

②施行状況

平成 15 年度から平成 24 年度の能力担保研修修了者数は 3,826 名で、同期間の特定侵害訴訟代理業務試験受験者数は延べ 4,962 名、同期間の合格者数は 3,049 名であった。平成 24 年末日時点の付記登録弁理士数は、2,753 名である。

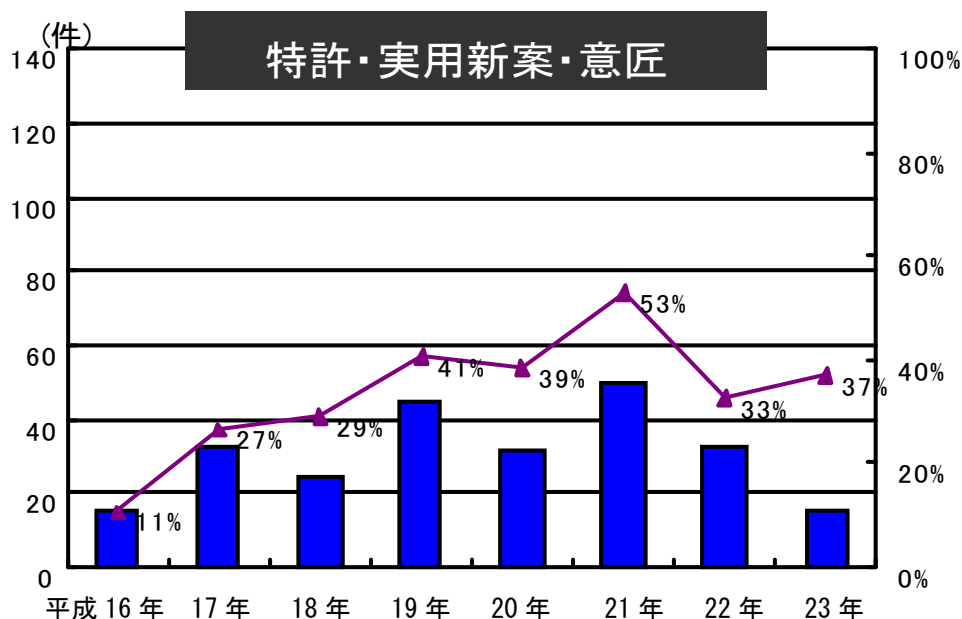


(出典) 日本弁理士会 JPAA ジャーナルを基に事務局作成

裁判所HPの知的財産裁判例集によると、判決で終局した事件のうち、弁理士を特定侵害訴訟代理人とする事件は、当初は 10%程度であったが、平成 21 年には 53%を占めた。なお、平成 24 年に特定侵害訴訟代理人として訴訟代理を行った弁理士は 107 名、事件数は 332 件であった⁵。

⁵ 平成 25 年 1 月日本弁理士会会員アンケート(回収率 24.3%)

弁理士が共同訴訟代理人となった裁判例の件数と割合



(出典) 平成 24 年調査 資料編 p. 421

(7) 特定不正競争

①これまでの改正の概要

平成 12 年法改正では、不正競争防止法に関する業務のうち、弁理士の業務との親和性が高いと認められる工業所有権に密接に関連するものや技術的性格を有するものについて、弁理士の業務とした。また、平成 13 年の不正競争防止法改正により新設されたドメイン名に関する不正行為を、同年に弁理士の業務対象とした。

(平成 19 年法改正)

依頼者の利便性向上の観点から、弁理士の有する知見が適切に活用できるものとして、平成 19 年法改正において、原産地等誤認惹起行為のうち商標に関するもの、競争者営業誹謗行為のうち工業所有権等に関する虚偽の事実に関するもの、代理人等商標無断使用行為について、新たに弁理士の業務の対象とすることとした。

②施行状況

アンケート調査⁶によると、特定不正競争を弁理士に依頼したことがあるユーザーは、約 6%であった。また、特定不正競争のうち、弁理士が受任する業務は周知表示混同惹起(第 1 号)が最も多く、次いで同項 3 号の商品形態模倣に関する業務であった。

⁶ 平成 24 年調査 資料編 p. 68

2. 弁理士試験

(1) これまでの改正の概要

平成 12 年法改正では、弁理士試験における受験者の負担を軽減し、若く有為な人材の参入を促進するため、論文式筆記試験の科目の大幅見直し（条約科目の廃止）等による試験内容の簡素・合理化、大学院修了者及び他資格の保有者への一部試験免除を導入するとともに、著作権法等新規業務に必要な試験科目を追加した。

（平成 19 年法改正）

平成 19 年法改正では、受験者層の拡大を通じて多様な人材を確保するため、①短答式試験について、大学院の課程を修了した者であって工業所有権に関する科目の単位を修得したものについて、当該課程の修了から 2 年間に行われる同試験を一部免除し、同試験合格者についてはその後 2 年間に行われる同試験を免除することとした。②論文式試験については、必須科目と選択科目とで個別に合否を判定し、必須科目については合格者について 2 年間、選択科目については合格者及び大学院等の論文審査合格者について永続的に、それぞれ免除を認めることとした。

なお、平成 19 年法改正の附帯決議⁷において、工業所有権に関する条約が論文試験の出題範囲に含まれることを明確にする措置を検討するよう決議されたことを踏まえ、弁理士法施行規則に工業所有権法令の範囲内で条約の解釈・判断を問う趣旨を明確化した。

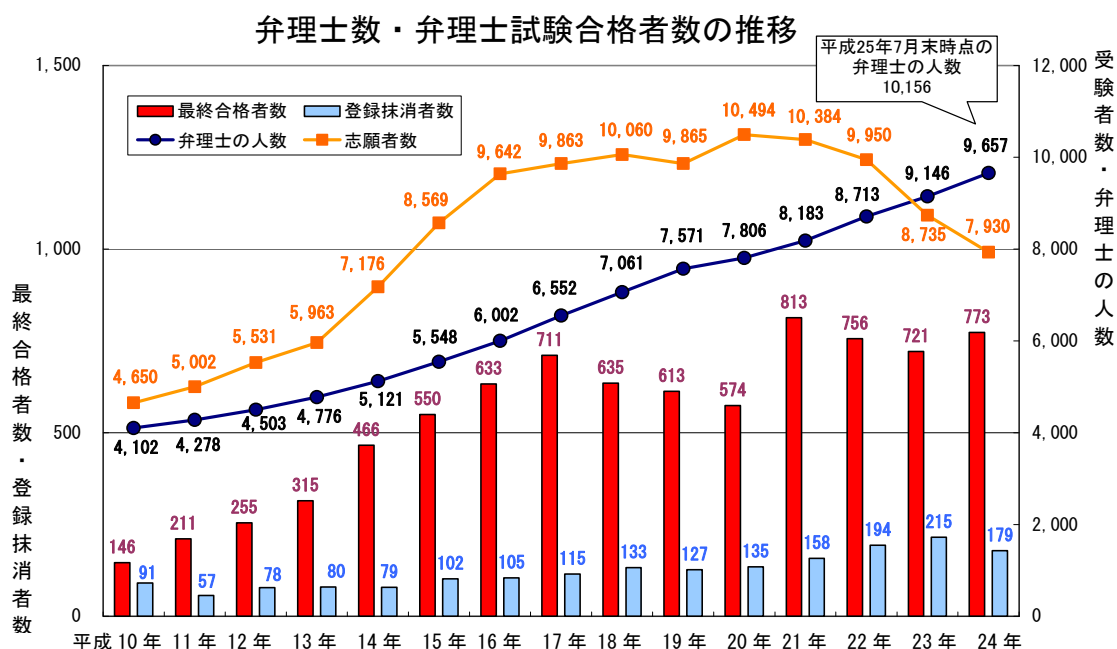
(2) 施行状況

平成 12 年法改正に基づく弁理士試験は、平成 14 年度から実施され、受験志願者数は平成 14 年度の 7,176 名から平成 20 年度の 10,494 名をピークにして平成 24 年度には 7,930 名に、合格者数は平成 14 年度の 466 名から平成 21 年度の 813 名をピークにして平成 24 年度には 773 名になっている。

また、選択科目の免除者も、平成 14 年度の受験志願者において 2,432 名（合格者は 281 名）に対して、平成 24 年度においては 4,298 名（同 699 名）に増加した。短答式試験免除を受けて合格した者は、平成 21 年度は 587 名であったのに対し、平成 24 年度は 360 名となった。

平成 25 年度における受験志願者は 7,528 名、そのうち選択科目の免除者は 4,132 名であった。

⁷ 参考資料 1 参照。以下同じ。



(出典) 特許行政年次報告書、日本弁理士会 JPAA ジャーナルを基に事務局作成

3. 研修制度

(1) これまでの改正の概要

(平成19年法改正)

独占業務を有する資格制度は、国民の権利や取引の安全性及び適正性を確保し安心できるサービスを提供するために業務を行う者を限定しているところ、資格者の資質の確保及び向上が社会的要請となっていることを踏まえ、平成19年法改正により、新たに実務修習制度を導入し、弁理士登録前に弁理士にとって必要な能力を備えていることを確認することとした。

また、経済のグローバル化など、知的財産を取り巻く環境の変化、及び知的財産専門サービスの中核を担う人材である弁理士は、最新の状況を的確に把握し、時代の変化に対応した多様で高度な能力を常に備えることが求められていることに鑑み、弁理士に対して、一定期間ごとに日本弁理士会が行う資質の向上のための継続研修を義務付けることとした。

(2) 施行状況

平成19年法改正における附帯決議を踏まえ、実務能力及び倫理観等の弁理士に必要な資質を担保するため、指定修習機関である日本弁理士会では実務修習のカリキュラム及び受講時間を決定しているところ、平成25年3月末日時点で3,628名が実務修習を受講している。また、継続研修についても同附帯決議の趣旨を踏まえ、5年ごとに70時間以上の研修を課すことで、弁理士の資質の維持・強化を図っている。平成24年8月1日時点の継続研修未修了者数は、58名(全8,524名中)となっている。なお、継続研修未受講者に対する経済産業大臣による処分実績はない。

4. 弁理士の職責・義務に係る規定

(1) 改正の概要

平成 12 年法改正では、弁理士の職責・義務を法制上明確化するとともに、弁理士の業務範囲の拡大に伴い、適切な業務の遂行を担保するため、国民に弁理士の職務を直接監視する機会を設けることを目的として、広く何人からも経済産業大臣に対して弁理士の懲戒請求をできることとした。また、懲戒処分の種類について業務の停止期間を最長 1 年から 2 年に延長するなど懲戒制度の整備を行った。

(平成 19 年法改正)

平成 19 年法改正では、弁理士の独占業務が公益的な観点から認められていることに鑑み、弁理士が弁理士でない者に自己の名義を利用させ当該業務を行わせた場合、その成果の質は低下し公益を毀損することに繋がるため、名義貸しを禁止する規定を設けた。

また、懲戒制度においては、他の士業の例に倣い、懲戒事由として「弁理士たるにふさわしくない重大な非行」を追加してこれを明確化するとともに、懲戒の種類として、「二年以内の業務の一部停止」を追加した⁸。

(2) 施行状況

平成 12 年法改正の施行から平成 25 年 3 月末日現在までの経済産業大臣への懲戒請求件数は 44 件、懲戒処分実績は戒告が 1 名、業務の禁止が 2 名である。

同期間における日本弁理士会による会員処分実績は、戒告が 23 件、2 年以内の権利停止が 9 件、経済産業大臣への懲戒請求が 2 件、退会が 10 件である。

また、平成 19 年法改正における附帯決議において、名義貸しの規定が適正に実施されるようガイドライン等を整備することが決議されたことを踏まえ、日本弁理士会では「特許事務所における補助者の業務に関するガイドライン」を策定し、会員に対して周知している。なお、名義貸しによる処分実績はない。

5. 特許業務法人制度

(1) 改正の概要

平成 12 年法改正において、「特許業務法人」という特別な法人制度を創設して弁理士事務所の法人化を解禁することとした。

(平成 19 年法改正)

平成 19 年法改正では、特定の事件について社員を指定した場合に当該社員のみが無限責任を負うこととする指定社員制度を導入することとした。

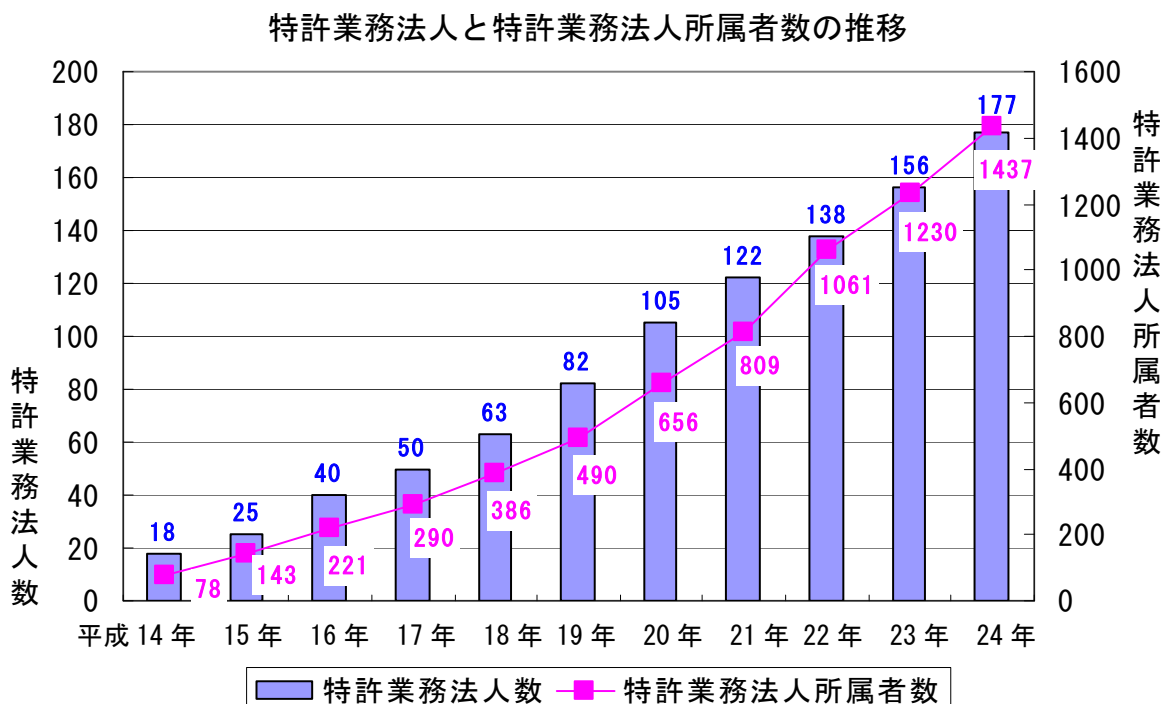
(2) 施行状況

平成 24 年末日現在の特許業務法人数は 177 法人、特許業務法人所属者数は 1,427 人であった。指定社員制度の利用件数は、アンケート調査⁹によると、29

⁸ 平成 19 年法改正の附帯決議を踏まえ、特許庁では平成 20 年 7 月に「弁理士及び特許業務法人に対する経済産業大臣による懲戒処分に関する運用基準」を定めている。

⁹ 平成 24 年調査 資料編 p. 118

件であった。



(出典) 日本弁理士会 JPAA ジャーナルを基に事務局作成

6. 情報公表制度

(1) これまでの改正の概要

ユーザーの利便性及び弁理士の資質向上の観点から、国及び日本弁理士会が有する弁理士に関する情報を公表するとともに、弁理士の自発的な情報提供を促すこととした。また、公表の方法は、日本弁理士会がインターネット等により一般に公表することとした。

(2) 施行状況

日本弁理士会ホームページ内の「弁理士ナビ」において、地域別、専門分野別、取り扱い業務別に弁理士を検索することができるシステムを無料で提供しており、中小企業・ベンチャー企業、大学・TL0に対する支援実績のある弁理士、出張対応可能な弁理士等を簡単に検索することが可能となった¹⁰。弁理士ナビのアクセス実績（月累計）¹¹は、平成 24 年 12 月時点で 19,110 件であった。

¹⁰ 全弁理士・全事務所について公開される基礎情報（氏名（ヨミ）、事務所名称、事務所の主従、登録番号、登録年月日、通算登録期間、資格取得事由、特定侵害訴訟代理業務の付記年月日、事務所所在地、電話番号・FAX 番号、当該事務所での就業形態、継続研修の受講歴、特許庁保有取扱分野情報）及び、基礎情報以外の会員からの申告に基づく任意情報（専門分野情報、技術分野情報、訴訟業務・紛争処理対応情報、取扱業務情報、地域・中小・ベンチャー対応情報、他の資格情報、学歴専攻情報、試験科目情報、モットー等）が公表されている。<http://www.benrishi-navi.com/>

¹¹ 平成 24 年調査 本編 p. 71

7. 地域・中小企業に対する支援

特許庁が平成 23 年 4 月から実施している「知財総合支援窓口」（特許等取得活用支援事業）では、弁理士等の専門家が中小企業等に対して、企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付け、知的財産に携わる様々な専門家や支援機関と共同してその場で解決を図るワンストップサービスを提供している。平成 23 年度の相談件数は 10.1 万件、翌 24 年度は更に 1 万 8 千件増加し、11.9 万件であった。

具体的な支援内容は以下のとおり。

- ・ 窓口配置する弁理士等の支援担当者が中小企業等の知的財産に関する悩みや課題をその場で解決支援する。
- ・ 高度な専門性を必要とする内容は弁理士等の専門家を活用して、支援担当者と共同して解決支援する。
- ・ 知的財産を有効に活用していない中小企業等を発掘して、より多くの中小企業等の知的財産活用を促進する。

日本弁理士会は全国に 9 カ所の支部を設け、支部窓口での無料相談（平成 24 年度実績：2,780 件）や、中小企業等を対象とするセミナー等を開催している。また、経済的事情によって特許制度を活用することができない個人や中小企業に対して、所定の要件を満たすことを条件に、特許・実用新案・意匠の手続等に要する費用（弁理士及び特許庁に支払う費用）の全部又は一部の援助を行う特許出願等援助制度（平成 24 年度実績：56 件）も実施している。

弁理士試験実施状況（平成 10 年度以降）

	受験志願者数	多枝（短答） 受験者数	多枝（短答） 合格者数	論文合格者数	最終合格者数
平成 10 年度 (合格率:3.4%)	4,650	4,351	693	146	146
平成 11 年度 (合格率:4.5%)	5,002	4,690	912	223	211
平成 12 年度 (合格率:5.0%)	5,531	5,144	1,292	250	255
平成 13 年度 (合格率:5.6%)	5,963	5,598	1,395	306	315
平成 14 年度 (合格率:6.9%)	7,176 [2,432]	6,714 [2,346]	2,070 [879]	470 [288]	466 [281]
平成 15 年度 (合格率:6.9%)	8,569 [3,319]	7,953 [3,173]	2,193 [1,072]	551 [341]	550 [331]
平成 16 年度 (合格率:7.1%)	9,642 [4,036]	8,883 [3,812]	2,506 [1,315]	634 [372]	633 [376]
平成 17 年度 (合格率:7.8%)	9,863 [4,477]	9,115 [4,241]	2,840 [1,631]	738 [501]	711 [480]
平成 18 年度 (合格率:6.8%)	10,060 [4,702]	9,298 [4,436]	2,878 [1,676]	655 [434]	635 [421]
平成 19 年度 (合格率:6.7%)	9,865 [4,784]	9,077 [4,469]	2,678 [1,627]	589 [394]	613 [410]
平成 20 年度 (合格率:5.9%)	10,494 [5,082]	9,679 [4,806]	2,865 [1,744]	601 [472]	574 [448]
平成 21 年度 (合格率:8.5%)	10,384 [5,182]	7,354 [3,322]	1,420 [834]	944 [761]	813 [667]
平成 22 年度 (合格率:8.3%)	9,950 [5,167]	6,582 [2,899]	899 [538]	822 [657]	756 [638]
平成 23 年度 (合格率:9.1%)	8,735 [4,684]	6,377 [3,153]	1,934 [1,318]	715 [589]	721 [637]
平成 24 年度 (合格率:10.7%)	7,930 [4,298]	5,255 [2,487]	1,374 [916]	837 [725]	773 [699]
平成 25 年度	7,528 [4,132]	4,734 [2,219]	434 [290]	-	-
平成 10 年度から 平成 25 年度の合計	131,342 [52,295]	102,604 [41,363]	27,949 [13,550]	8,481 [5,534]	8,172 [4,588]

[]内は選択科目免除者数(内数)

能力担保研修及び特定侵害訴訟代理訴訟業務試験実施状況

	能力担保研修 修了者数	受験志願者数	受験者数	合格者数
平成 15 年度 (合格率:68.8%)	840	814	804	553
平成 16 年度 (合格率:63.2%)	806	985	970	613
平成 17 年度 (合格率:67.8%)	413	658	640	434
平成 18 年度 (合格率:57.5%)	275	436	428	246
平成 19 年度 (合格率:54.8%)	308	442	431	236
平成 20 年度 (合格率:64.3%)	303	463	446	287
平成 21 年度 (合格率:55.5%)	236	367	346	192
平成 22 年度 (合格率:57.2%)	204	307	299	171
平成 23 年度 (合格率:55.0%)	248	346	329	181
平成 24 年度 (合格率:50.6%)	193	297	269	136
平成 15 年度から 平成 24 年度の合計	3,826	5,115	4,962	3,049